

## 略称及び登録商標

認証取得者は、JIS マークの近傍に表示する「一般財団法人 日本文化用品安全試験所」に代えて、次の略称又は登録商標を使用できます。

略 称	MGSL 又は ML
登 録 商 標	

なお、使用については、契約で規定します。